ＵＢＥ健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

ＵＢＥ健康保険組合（以下「当組合」という。）は、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）から提出された各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等を受診された際に医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下の健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなどの医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っているため、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、個人情報保護委員会及び厚生労働省が示したガイダンス等において、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

当組合は、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

１　適用関係の各種届出などについて

- 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）の入力処理によって、加入者台帳などマスターデータベース（以下「マスター」という。）を作成し、当組合の基幹システムにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、住民票、課税・非課税証明書などの添付書類を用いて、認定作業を行います。
- 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、保険証の発行を行います。
- 回収した保険証は、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- マスターに登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- マスターを用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費の通知、各種保健事業の実施のため、対象者の抽出や加入者への連絡等に利用します。
- マスターの住所、氏名等の連絡先を用いて、必要に応じ、当組合の資格喪失後も届出等に記載された連絡先に連絡します。
- 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かの照会があった場合、相手先を確認の上、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などをチェックし、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータをマスターに取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、必要に応じ、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- マスター作成及び入力処理の一部、保険証の発行、保険料納入告知書等の作成を「株式会社大和総研」に委託します。
- 当組合機関誌「ゆーびーいーけんぽ」を被保険者宅に送付するため、マスターの保険証の記号番号、氏名、住所データを「株式会社法研」に渡します。

・ 生後 1 歳未満の子を扶養している被保険者に育児情報誌「月刊 赤ちゃんと！」を送付するため、マスターの保険証の記号番号、氏名、住所データを「株式会社赤ちゃんとママ社」に渡します。
・ 特定健康診査（以下「特定健診」という。）の案内状「特定健診のご案内」を対象者に配布するため、マスターの保険証の記号番号、氏名、住所データを「株式会社大和総研」に渡します。

2　現金給付等の給付関係申請書類について
・ 申請等内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
・ 当組合の基幹システムに給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付が無いかを確認し、必要に応じて、他の保険者にマスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先を確認の上、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日などをチェックし、申請、給付の有無について回答します。
・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、必要に応じて、主治医に治療状況等を文書確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
・ 柔道整復師の施術による療養費およびはり・灸、マッサージにかかる療養費について、請求内容に疑義があるものについて、マスターの保険証の記号番号、氏名、住所データを「ガリバー・インターナショナル株式会社」に渡し、治療状況等の照会、施術者への確認・調査を行い、給付の決定を行います。また、レセプトデータを用いて当組合の医療費適正化対策に利用します。

3　診療報酬明細書について
・ 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）より請求されたものは、そのものを原本又は画像等として、当組合の基幹システムに収納し、健康保険業務に利用します。
・ レセプトデータは、組合および「株式会社大和総研」及び「ガリバー・インターナショナル株式会社」でチェックし、請求内容に疑義があるものについて、支払基金に対し、再審査依頼を行います。
・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
・ 高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等については、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
・ レセプトデータを用いて、医療費分析を行い当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金、訪問看護療養費付加金）の支給決定を行います。
・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。

・ 開示請求は、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
・ 医療費通知、ジェネリック差額通知は、レセプトデータを基に「株式会社大和総研」に委託し、加入者に通知します。
・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
・ 健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連に送付し、医療費の助成を受けます。
・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

４　保健事業について

（１）特定健診・特定保健指導について

・ 被保険者の特定健診結果数値は、その数値データを健診受託業者または「ＵＢＥ株式会社」（以下「事業主」という。）から受け取り、当組合の基幹システムに入力し、特定健診後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
・ 被扶養者の特定健診結果数値は、その数値データを支払基金、「医療法人社団宇部興産中央病院」または受診者個人から受け取り、当組合の基幹システムに入力し、特定健診後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
・ 被扶養者の特定健診未受診者に受診勧奨を行うため、マスターの保険証の番号、被保険者氏名を事業主に渡します。
・ 被扶養者と出向している被保険者の特定保健指導を行うため、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、特定健診データを「株式会社ベネフィット・ワン」、「株式会社オクタウェル」、「ＲＩＺＡＰ株式会社」、「ＡＬＳＯＫあんしんケアサポート株式会社」及び「福岡労働衛生研究所」に渡します。その結果は国に報告します。
・ 被保険者の特定保健指導は、事業主もしくは事業主が委託する委託会社が実施します。その結果は国に報告します。

（２）人間ドックについて

・ 結果数値は、その数値データを「医療法人社団宇部興産中央病院」または受診者個人から受け取り、当組合の基幹システムに入力し、健診後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。

（３）歯科検診について

・ 検診結果は、宇部市内は契約健診機関分を取り纏めて「宇部歯科医師会」から、宇部市以外は被保険者から受け取り、歯科検診統計資料作成等に利用します。

（４）インフルエンザ助成について

・ インフルエンザ予防接種予診票は、宇部市内の契約医療機関分を取り纏めて「宇部市医師会」から受け取り、統計資料作成等に利用します。

（５）その他保健事業の実施について

・ 健康講演会等の開催において、参加者名簿を作成し、事業主や参加者に配布する場合があります。
・ 「宇部市」が実施するがん検診の案内に利用するため、宇部市在住の 40 歳以上の被扶養者の氏名、生年月日、年齢、住所、連絡先(電話番号等)を「宇部市」に渡します。

・ セルフメディケーションサービス「あなたの薬箱」運営のため、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、本人資格取得日、本人資格喪失日、レセプトデータを「ホワ イトヘルスケア株式会社」に渡します。
・ 個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」運営のため、マスターの保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、本人資格取得日、本人資格喪失日、レセプトデータ、現金給付や補助金等の支給結果、特定健診データを「株式会社法研」に渡します。
・睡眠時無呼吸症候群検査のため、当組合が取得した個人情報を次の通り取扱います。
①「ＵＢＥ株式会社」とのコラボ事業として、記号番号、氏名、生年月日、性別、電話番号、Ｅメールアドレス、検査結果を共有します。
②「ＮＰＯ法人ヘルスケアネットワーク」に対して、記号番号、氏名を渡します。

5　役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について
・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
・ 組合会議員名簿・理事名簿は、組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
・ 事業所担当者名簿は、事業所担当者説明会や健康管理事業推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

6　個人情報の第三者への提供に対する「黙示の同意」について
個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。
しかし、厚生労働省のガイドラインにより、健康保険組合が被保険者等に適切な保険給付等を提供する目的のために、通常必要と考えらえる個人情報の利用範囲を健康保険組合のホームページへの掲載等により明らかにしておき、このうち、被保険者等の利益になるもの、又は必ずしも利益になるものではないが健康保険組合の負担が膨大である上必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、被保険者等から特段明確な反対・保留の意思表示がない場合に、これらの範囲での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられています。
当組合では、以下の事項について、ここに掲示をしたことにより同意を得たものとさせていただきますので、該当項目に同意されない被保険者および被扶養者の方は、当健保まで直接お申し出ください。
・ 健康保険組合連合会と共同で行う高額医療費給付金申請事業
・ 高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で給付すること
・ 付加給付等を本人の申請に基づかずに事業主経由で給付すること
・ 出産育児一時金など現金給付を事業主経由で給付すること
・ 給付決定のお知らせ（保険給付金決定通知書）を世帯単位にまとめて被保険者に送付すること
・ 健診補助金の支給を事業主経由で行うこと
・ 保険給付を公金受取口座を活用して給付すること
・ 任意継続被保険者の保険料の還付を公金受取口座を活用して支給すること
・ 医療費通知を世帯単位にまとめて事業主経由又は直接、被保険者に送付すること
・ ジェネリック通知を世帯単位にまとめて被保険者に送付すること
・ 人間ドック等の受診者の検査結果を健診機関からの送付により受け取ること
・ 保健事業に関する書類の授受を事業主経由で行うこと
・ 被扶養者の健診結果等の授受を事業主経由で行うこと

・ 重症化予防事業の取り組みにおいて「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」の検査数値およびリスク保有者、医療機関受診有無を事業主と共有すること。（詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まない。）

7　特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて利用しません。

番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

また、当組合の個人情報は、以下のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

① 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体の保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

② 規定された保存年数を経過した個人データおよび処理が終わり不要となった個人データの廃棄は、読みとれない大きさに裁断するか、「株式会社宇部総合サービス」に委託し、当組合職員立会いの下、焼却処理を行います。
また、パソコンや磁気媒体の廃棄は、データ消去ソフトによる消去または「株式会社宇部情報システム」による消去により、データが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

8　外部委託先との委託契約の項目について

外部委託業者との委託契約において、契約書に以下の項目を織り込むことしています。

・委託している業務の内容
・委託先事業者
・対象となる個人情報
・個人情報保護に関する管理体制
・個人情報の処理に関する外部委託に関する措置
・個人情報の管理に関する監督
・守秘義務
・目的外使用の禁止
・再委託の原則禁止
・契約解除事項の設定
・損害賠償

9　安全管理措置の内容

（1）組織的安全管理措置

個人情報取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や組合規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責

任者への緊急連絡体制を整備しています。個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監事による監査を実施しています。

（２）人的安全管理措置

個人データについての秘密保持に関する事項を規則に定める他、個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施し、その効果を検証し、個人情報保護の施策に生かしています。

（３）物理的安全管理措

個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

（４）技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスやマルウェア等から保護する仕組みを導入し、常に見直すとともに、このような情報システムには厳格なアクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

１０　保有個人データの開示等の請求に応じる手続

当組合が定める要領に基づき、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等（訂正・追加・削除）又は利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）の請求に対応します。

１１　保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

ＵＢＥ健康保険組合
〒755-0043　山口県宇部市相生町８番１号　宇部興産ビル８階
電話：(0836) 31 － 3600
Ｅメール：ubekenpo@ube.com

附　則

令和 4 (2022) 年　8 月　1 日作成
令和 5 (2023) 年　3 月　1 日作成
令和 6 (2024) 年　4 月　1 日作成
令和 6 (2024) 年　8 月　1 日作成
令和 6 (2024) 年 11 月 11 日作成

別表１　健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等）
保険給付関連（現物）	・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】
保険給付関連（現金）	・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】
	・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】
	・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】
	・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】
保健事業関連	・健康診査、保健指導関連 （特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【健診実施日、健診実施機関名称・所在地、指導実施日、保健指導実施機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】

別表２　健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1．被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
・保険給付及び付加給付の実施
・番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
・第三者行為に係る損保会社等への求償
・健保連の高額医療給付の共同事業
・番号法に定める情報連携
・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

２．保険料の徴収等に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

・標準報酬月額及び標準賞与額の把握
・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

３．保健事業に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
・特定健診、特定保健指導の実施

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・特定健診、特定保健指導の実施状況管理及び国への報告
・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
・医療機関への健診の委託
・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
・被保険者等への医療費通知

４．診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・レセプトデータの内容点検・審査の委託
・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

【審査支払期間への情報提供を伴う事例】

・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

５．健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

６．その他
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

７．特定個人情報
番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的
【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

８．オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的
【他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合】
・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録
【組合会の事務連絡文書処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
・特定健診データ